

(別紙)

この用紙は、医療法第7条第1項に規定する診療所開設許可（臨床研修等修了医師以外が開設する場合）又は同法第8条に規定する開設届により、病床を有さない医療機関を開設する際、地域における外来医療提供体制の確保のため、県の策定する外来医療計画に基づいて提出をお願いするものです。

法的な拘束力はありませんが、無床診療所が地域における外来医療の中心を担っていることを踏まえ、提出について御協力をお願いします。

年 月 日

長野県飯田保健所長 様

開設者住所

開設者名

印

### 地域で不足する外来医療機能への対応について

一般診療所の開設にあたり、外来医療計画に基づく地域で不足する外来医療機能への考え方は以下のとおりです。

#### 【不足する外来医療機能への対応が可能な医療】

対応可能な医療	対応する医療の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 該当するものにチェックする <input type="checkbox"/> 1 初期救急医療 <input type="checkbox"/> 2 在宅医療 <input type="checkbox"/> 3 公衆衛生に係る医療 <input type="checkbox"/> 4 その他、協議の場で不足すると認められた医療	(記載例) <input type="checkbox"/> 在宅当番医として、休日の一次救急に対応 <input type="checkbox"/> 在宅療養支援診療所として、在宅療養患者への訪問診療、往診及び看取りに対応 <input type="checkbox"/> 地域の企業の産業医を担う他、予防接種事業に協力 <input type="checkbox"/> 小児科医として、地域で不足するとされた小児外来医療を提供

#### 【不足する外来医療機能への対応がいずれも不可能な場合】

対応が困難な理由	診療科や診療所の人員配置等から、対応が困難な理由を記載
----------	-----------------------------

不足する外来医療機能へのいずれも対応が不可能であるとした場合、開設者に対し地域医療構想調整会議への出席等を依頼する場合があります。

## 【外来医療計画について】

外来医療計画は、医療法に基づき、医療計画の記載事項の一部として、県が策定するものです。

無床診療所が県民の皆様の身近な医療機関として、地域における外来医療の中心を担っていることを踏まえ、開業の際、地域において不足する外来医療機能の提供に御協力をいただくこと等を目的に策定されています。

外来医療計画の内容は、長野県ウェブサイトで公表している他、最寄の保健所において閲覧していただくことが可能です。

### （外来医療計画の抜粋）

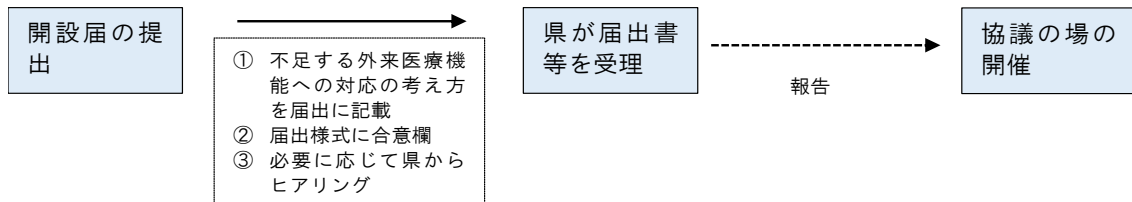
#### 3 協議の場の設置及び協議方法

##### （1）協議の場

- 医療法第30条の18の2に規定される、外来医療に関する「協議の場」は、10の二次医療圏に設置された地域医療構想調整会議とし、協議事項は次のとおりです。
  - ・ 地域で不足している外来医療機能に関する検討
  - ・ 新規開業者が不足する機能を担うことについての合意の状況の確認
  - ・ 新規開業者が不足する機能を担うことが困難な場合の協議の場への出席要請
  - ・ その他外来医療確保に関する事項

##### 【図5】手続の流れ

医療法8条の規定による開設届（開設者が臨床研修等修了医師である場合）



##### （2）協議の場の役割

- 「協議の場」は、外来医療に係る医療提供体制の確保のため、新規開業者が地域で不足する外来医療機能の充実に対する取組を自主的に進めることを目的とし設置されるものです。
- 医師少数都道府県に位置付けられ、医師の偏在対策を強力に進めていく必要がある本県においては、原則として外来医師多数区域でなくとも、新規開業者に対し不足する外来医療機能を担うことへの協力を求めることとします。

##### （3）自由開業医制度に対する考え方

- なお、外来医師多数区域であるかを問わず、初期臨床研修等を終えた医師個人が、病床を有さない診療所を開業する場合、医療法に基づき、県への届け出により自由に開業を行うことができます。
- 本計画に基づき、新規開業を行う医師に対し不足する外来医療機能の提供を求める場合であっても、それに応じるかは医師個人の自由意思に委ねられており、外来医療に係る医療提供体制の確保は、関係者の自主的な取組により進められることが必要です。

#### 4 施策の展開

##### （1）地域において不足する外来医療機能の可視化

###### ア 不足する外来医療機能

- 地域において不足する外来医療機能は、夜間や休日等における初期救急医療、往診看取り等の在宅医療、産業医・予防接種等の公衆衛生に係る医療の他、協議の場において不足すると位置付けられた外来医療機能とします。

###### イ 不足する外来医療機能の可視化

- 不足する外来医療機能の状況は、レセプトデータ等を用いて、市町村ごとに可視化し、新規開業者及び関係者への提供や市町村における在宅医療介護連携での活用を進めるため、県がデータを整理し、ウェブサイト等で公表します。
- また、可視化した情報は協議の場での議論の基礎資料として活用し、不足する外来医療機能への対応を進めます。

##### （2）新規開業者への対応

- 新規開業を行った医師に対しては、医療法第8条の規定による開業届を提出する際に、不足する外来医療機能を担うことについての意向を記した書類の提出を求めます。
- 協議の場を開催し、協議結果は県ウェブサイトにおいて公表します。
- 手続に必要な書類の様式については、県ウェブサイト及び保健福祉事務所（保健所）において、提供します。